

IV 学生生活について

1 キャンパス全面禁煙について

立命館大学は終日キャンパス全面禁煙（特定屋外喫煙場所を除く）です。

※「改正健康増進法」に基づき、大学を含む第一種施設は敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所を除く）です。



立命館学園 キャンパス全面禁煙に向けた指針（2008年4月 学校法人立命館）

喫煙は、喫煙者自身の健康を害するだけでなく、受動喫煙等により非喫煙者の健康をも害している。喫煙は、医療費の増大など国民に不要の社会的コストを負担させる要因ともなっている。喫煙人口を減少させ、受動喫煙を防止することは、人類の健康と福祉に合致するものである。

喫煙者の多くが大学時代に喫煙習慣を身に付けている。この状況を変革することを通じて、喫煙人口の減少に貢献することは、大学の社会的責務である。

立命館学園は、人類と社会の進歩と発展に貢献するという教育研究機関としての使命を深く自覚し、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」という教育の目的を具現化する一環として、受動喫煙の防止とキャンパス全面禁煙に向け、下記の取り組みを進める。

●キャンパス禁煙化に向けた取り組み

- (1) 健康と社会に対して喫煙が与える害について、学園構成員に教育し、啓発する。
- (2) 受動喫煙による健康被害から非喫煙者を守る。
- (3) 新たな喫煙者を発生させない教育、啓発を行う。
- (4) 喫煙者の卒煙を支援する。

※キャンパス内で違反喫煙を行った学生に対して、注意や指導など厳しい対応を行います。

※上記をご理解のうえ、ご家族を含め本学に来校される場合は、キャンパス内・周辺路上での禁煙にご協力をお願いします。

2 安心で快適な学生生活を送るために

●大学の中での営業行為について

大学内で営業行為ができるのは、立命館生活協同組合や(株)クレオテック等指定された業者のみです。その他の業者がキャンパス構内で勧誘・営業することは禁止しています。入学前も含めて学内でも家庭教師登録業者、下宿紹介業者等には十分注意してください。特に連絡先等個人情報は悪用される恐れがあります。むやみに教えないよう、慎重に対処してください。

●学生をとりまくさまざまな事件・事故について

有意義な学生生活を送るために、安全・安心で快適な学修環境が前提となります。しかし、ちょっとした不注意や気の緩みからトラブルに遭遇することも少なくありません。もしトラブルに巻き込まれた場合は一人で悩まず、早めに大学や各種相談機関、両親、友人に相談し解決を図ることが重要です。

トラブルには、個人情報をうっかり公開してしまったために遭遇するケースが多く見受けられます。いかなる場合でも個人情報の公開には十分な注意を払ってください。

①成年年齢 18 歳について

民法改正により2022年4月1日から、成年年齢が18歳になりました。成年は父母等の同意なしで契約ができるが、その責任も負います。契約にはルールがあり、知識のないまま安易に契約するとトラブルに巻き込まれる可能性（マルチ商法、情報商材等）があります。社会経験の少ない成年になったばかりのタイミングを狙い打ちにする悪質な業者もあります。以下のサイト等で契約に関する知識やルールを学び、検討する力を身につけてください。

※消費者庁の消費者教育ポータルサイト

※相談窓口：消費者ホットライン「188（いやや）！」



②「一人暮らし」の諸注意

一人暮らしを始める方も多いと思います。あなたを守るのはあなた自身です。被害に遭わないよう下記の点に注意するとともに、騒音やごみ出し、火や水の不始末等で隣人や近隣に迷惑をかけることのないようにすることも重要です。

- ・必ずドアや窓の鍵は閉めておく。オートロックがあるから、上階だからと安心せず常に戸締りをする。
- ・人が訪ねてきても不用意にドアを開けず、相手を確かめて対応する。行政機関を名乗ったり、室内設備の点検等の場合でも、家主等関係者、機関に確認してから対応する。
- ・周辺の地理や緊急時の連絡先（家主、管理会社、最寄りの警察署等）をあらかじめ調べておく。

③「悪質・危険な勧誘」について

社会経験の少ない学生・若者を狙った悪質な商法（「高額商法」「マルチ商法」「キャッチセールス」等）や、サークル活動、ボランティア活動と称して実際は反社会的な団体の勧誘活動である場合もあります。これらは街頭や突然の電話や訪問（知人の場合もある）で言葉巧みに近づいてきますが、うっかり個人情報を開示してしまうとトラブルに巻き込まれてしまいます。少しでも不審に思った場合は、はっきりと断ることが重要です。

④インターネット上のトラブル

近年のインターネット環境の充実にともない、ネット上のトラブルも増加しています。不適切な利用をした場合、自分だけではなく、時には他人にも被害がおよぶこともあります。ネット利用は自己責任が前提です。正しい利用を心掛けてください。

⑤大麻、覚せい剤、危険ドラッグなどの違法薬物

違法薬物を勧める「疲れが取れる」「頭がスッキリする」「楽に痩せられる」などの誘い文句はすべて誤りです。いかなる違法薬物も各種犯罪を誘発し、生涯にわたる身体や精神への危害ははかり知れません。また違法薬物を手にした時点で、厳しい社会的制裁を受け、人生を棒に振ることになります。絶対に手を出さないようにしてください。

⑥大学名を名乗った電話での問い合わせ

実家に「学生オフィスの〇〇ですが、お子さんに至急連絡を取りたいので携帯電話の番号を教えてください」と大学名を名乗って個人情報を聞き出そうとする電話がかかる場合があります。大学から連絡を取る場合には、御父母から本人に連絡を取っていただき、本人から大学に連絡をもらうことを基本としています。

上記のような電話があった場合は、「こちらから連絡させますので、氏名と電話番号を教えてください」と回答いただくようお願いします。

3 国民年金への加入について

学生であっても20歳になれば加入することが法律で義務付けられています。所得のない学生については、本人の申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。詳しくはお近くの日本年金機構年金事務所に問い合わせてください（本学では代行事務は行っておりません）。

日本年金機構ウェブサイト（学生納付特例制度）



4 学生生活についての相談窓口・支援について

学生生活で悩みや心配ごとがある場合、また、「困っているがどこに相談したらいいのか」が分からぬ場合は、各キャンパスの学生オフィスにご相談ください。相談内容に応じて専門部局等をご案内します。

(1) 学生生活に関わる悩みを持つ学生の相談窓口～「学生サポートルーム」～

学生サポートルームは「学生生活の目標が見つからない」、「勉強に興味がもてない」、「友達づきあいがうまくいかない」、「将来のことが不安」、「自分のことについて見つめなおしたい」など、学生生活の様々な事柄について、専門家（臨床心理士等）が相談に応じます。相談内容がまとまっているなくても「とにかく誰かに相談したい、話を聞いて欲しい」というときは、気軽に学生サポートルームを訪ねてください。利用方法など詳細は以下ウェブサイトや、「学生サポートルーム」リーフレットで確認してください。

学生サポートルーム ウェブサイト <https://www.ritsumei.ac.jp/ssr/>



(2) 障害のある学生に対する支援について～「障害学生支援室」～

立命館大学障害学生支援方針に基づき、「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」の実現を目指し、障害学生支援を行っています。

支援内容は、障害学生の所属する学部の学びの特徴と障害学生のニーズに基づいて、個別、検討します。入学後の修学にかかるご相談は、第1次入学手続後速やかに、入学予定の学部事務室もしくは以下の相談窓口にお問い合わせください。

障害部門別	場 所	連 絡 先
身体障害のある学生の相談窓口	衣笠キャンパス 研心館1階	075-465-8343 drc@st.ritsumei.ac.jp
精神・発達障害とその可能性のある学生の相談窓口(学生オフィス内)	衣笠キャンパス 研心館2階	075-465-8174 sns-k@st.ritsumei.ac.jp
	びわこ・くさつキャンパス セントラルアーク1階	077-561-3951 sns-b@st.ritsumei.ac.jp
	大阪いばらきキャンパス A棟南(AS事務室)1階	072-665-2130 sns-oic@st.ritsumei.ac.jp

障害学生支援室 ウェブサイト <https://www.ritsumei.ac.jp/drc/>

